

平成15年3月27日

東京外かく環状道路(関越道～東名高速間)に関する方針の
報道について

PI 外環沿線協議会協議員

倉田 征 壽

杉並区は、平成15年3月13日、国及び都から、東京外かく環状道路に関する方針の事前説明を受けました。その際、国及び都は、青梅街道インターチェンジが描かれていない図面を示し、青梅街道インターチェンジについては、今後地元区の意向をよく聞いていきたい旨を説明されました。

しかし、翌日の14日、国及び都は、青梅街道インターチェンジが描かれている図面を用いて、あたかも当該方針において青梅街道インターチェンジの設置が決まったかのような報道発表を行いました。

このような国及び都の対応は、信義則に反するとともに、当区との信頼関係を著しく損なうものであると言わざるを得ません。

以上のことから、国及び都がなぜこのような対応を行ったのか、また国及び都の方針として設置を決めているのかについて、3月18日付で文書により照会を行い、回答を求めました。

これに対して、国からは、「指摘を大変重く受けとめております。」「説明が不十分であったと反省しております。」との趣旨を含む3月25日付回答文書をいただきました。

一方、都からは、「照会のあった青梅街道インターチェンジにつきましては、地元練馬区の強い要望があったことから、具体のイメージとして公表したものです。」との趣旨を含む3月26日付回答文書をいただきました。

当区としては、都の回答につきましては、信義則に反するとの当区の指摘に何ら答えるものではなく、誠意ある回答とは受けとめることができず、区として到底納得できるものではありません。

たかが一枚の資料(図面)の件ではないかと思われませんが、されど資料であり、その対応を見逃す訳にはまいりません。

私は、2月20日の第14回PI外環沿線協議会において、昭和41年都市計画決定に関する議論の中で、「一番問題なのは、地元区市あるいは地元の住民の方に、直接その内容が知らされたのが(行政内部で調査検討が行われてから6年後の)昭和41年、しかも都計審が行われる直前であったということだ」、「これを

どう教訓にするのか」、「大きく言えば国や都と地元との関係、いわゆる行政がどうあるべきかという面でのあり方」、そして「特に地元住民への対応の仕方」、「この 2 点をそれぞれ教訓としてとらえるべきだ」という趣旨の意見をのべさせていただきました。

しかしながら、既に述べたように、この間の国及び都の対応、とりわけ都の対応につきましては、昭和 41 年における教訓が、全然生かされていないのではないかと考えざるを得ません。誠に残念であります。

こうした都の対応は、今後の外環計画の進展に何ら益するところはなく、私として深く憂慮するものです。今後、信頼関係を損なう対応を行うことが二度とないように、都に対して反省を求めます。

私は、今までも当協賛会に対し真摯に対応してまいりましたが、今後とも真の PI のために努力してまいります。